

1 2所体制化の目的

現在の児童福祉総合センターでは、一時保護所定員や面接室、事務室の拡充が困難となっており、解決には施設整備が必要。増築は困難であり、アクセス性向上等から2所目を開設する。

(1) 一時保護所のキャパシティ

一時保護需要の高まりにより、一時保護所での受け入れが困難な日が増加。さらに、施設等での一時保護委託先の確保も困難となってきたり、ケースワークに支障が生じている。

(2) 相談支援設備及び体制

相談受理件数は現児童相談所の開設時(平成5年11月)に比べて2倍以上となっており、面接室等の稼働率は常態的に90%を超えているが、現建物での対応は困難。

(3) アクセス性

虐待通告があった場合の初期調査、各家庭への訪問支援、各区及び関係機関との連携強化並びに市民の利便性向上において、アクセス性は重要。市域の広さや積雪という本市の特性から、市域東部へのアクセスが片道1時間を超えることなどが課題。

2 第二児童相談所の建設候補地

<ポイント>

- 一時保護所・面接室・検査室・事務室を確保(現児相では延床約4,000㎡程度)
- 市民のアクセス性向上(駐車場用地を含む)、初期調査・訪問支援の所要時間短縮
- 各区役所等との連携強化等



アクセス向上性(効果)

<4区内の平均移動時間>
 自動車 34.8分 → 15.4分 (約19分短縮)
 公共交通 59.3分 → 33.1分 (約26分短縮)

<各区役所からの平均移動時間>
 自動車 34.0分 → 12.8分 (約21分短縮)
 公共交通 58.6分 → 30.3分 (約28分短縮)

第二児童相談所の所管区

<4区を予定>
 白石区・厚別区・豊平区・清田区
 ※他の6区は、現在の児童相談所が担当

- 一時保護部門…… 児童の一時保護、生活指導、行動観察等
- 調査部門…… 児童虐待通報・通告に関する初期調査
- 相談部門…… 要保護児童及び家庭の相談、指導、措置
- 判定部門…… 児童・保護者等の心理診断、医学的診断

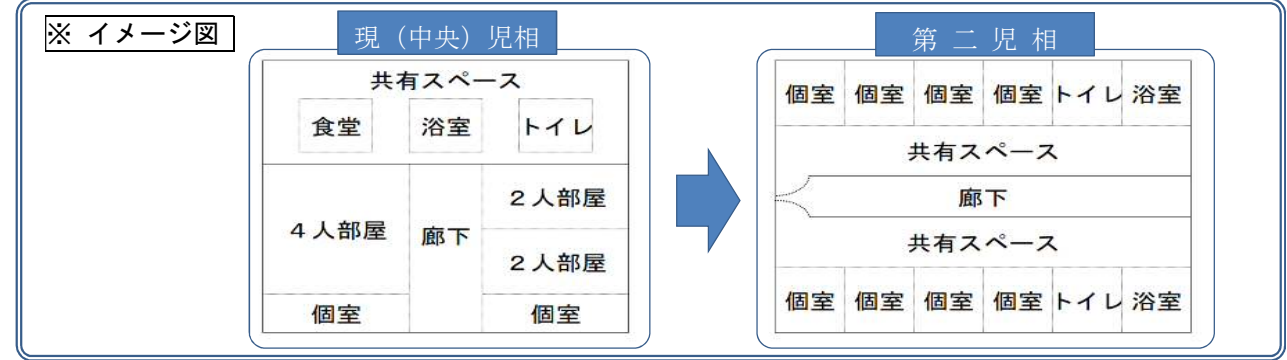
(2) 中央児相が統括して行う業務

市として統一的去る必要のある業務: 企画(児童相談体制強化の立案、職員研修企画)、広報啓発(オレンジリボン、ダイヤル「189」)、施設整備・施設運営指導、市要保護児童対策地域協議会の統括、区家庭児童相談室の予算などは中央児相に集約して対応する。

(3) 一時保護所

開放処遇や子どもの状況に応じた個別対応が可能な個室、運動スペース及び保護所内面接室を新たに設置。また、令和3年秋頃から第二児相を開設するまでの間、仮設一時保護所を開設して一時保護定員数を増加させる計画。

	現(中央)児相	第二児相
幼児	4人+6人部屋+共有部	6人部屋+共有部
学齢児(男女別)	個室・2人部屋・4人部屋	全個室化※
浴室	10人に1台	6人に1台
運動スペース、面接室	相談・判定部門と兼用	専用
規模等	現(中央) 50名程度	仮設 20名程度
		主に白石区・厚別区・豊平区・清田区の児童を対象



(4) その他の設備

- 駐車台数…… 30台程度必要
- 面接室・検査室数…… 20室程度、司法面接室新設
- 各部屋について…… 「密を避ける」など新たな状況に対応した面積・配置
- 災害時…… 自家発電等により72時間程度業務を継続

3 第二児童相談所整備の方向性(想定)

第二児童相談所の開設後、相談支援を現児童相談所(開設後の仮称: 中央児童相談所)と第二児童相談所の2所体制で実施。各所の業務や機能を整理し、必要な設備等を拡充する。

(1) 2所それぞれに配置する部署

中央児相と第二児相に同じ部門を配置し、所管区担当制。児相間の連携や困難なケースの検討等に迅速かつ正確な意思決定をできるように、2所間にテレビ会議システムを設置。

- 総務部門…… 庶務、経理、庁舎管理等

4 今後の予定

<建設着工に向けた主な事項>

- 整備内容の取りまとめ
- 施設概要等について近隣地域への説明
- パブリックコメント
- 工事発注に必要な基本設計、実施設計